

平成 21年 6月 24日現在

研究種目：基盤研究(c)

研究期間：2007～2008

課題番号：19530425

研究課題名(和文) 会社法制の現代化と会計制度改革 独日米の比較研究

研究課題名(英文) The Modernization of Corporate Legislation and Accounting Reform,
A Comparative Study of Japan, U.S.A. and Germany.

研究代表者

津守 常弘 (TSUMORI TSUNEHIRO)

九州情報大学・経営情報学部・教授

研究者番号：40037114

研究成果の概要：

近年の会計制度・理論の変化の特徴は、公正価値と歴史的原価、包括利益と稼得利益の二項共存の解消と前者への一本化である。本研究は、とくに資本制度と利益概念に焦点を合わせながら、①会計基準設定制度・会計基準の基本的パターンの質的变化と上記二項共存の解消＝一本化の意味を考察し、②現在の会計基準設定理論の問題点を分析することを媒介にして、③制度設定のための理論とは別に基礎的な会計理論を研鑽する必要性を明らかにしたものである。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	2,600,000	0	2,600,000
2008年度	1,000,000	0	1,000,000
年度			
年度			
年度			
総計	3,600,000	0	3,600,000

研究分野：財務会計

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：会計学・財務会計・会社法・金融商品取引法・資本制度・概念フレームワーク・
会計コンバージェンス・市場経済

1. 研究開始当初の背景

研究開始当時、経済のグローバル化、とりわけ資本市場のグローバル化にともない、わが国においても国際的にも、会計制度、会社法、証券法の各分野に亘って大幅な制度改革が急激に推し進められつつあった。このような制度改革は現在も進行中である。

この制度改革は、まず、会計制度の領域では、国際会計基準・国際財務報告基準(IFRS)を軸とした「会計基準のコンバージェンス」

として現れており、ことに取得原価主義会計から公正価値会計への転換、伝統的な「純利益」から財務業績重視の「包括利益」への利益概念の変化として現れている。また、会社法の領域では、会社法の役割に関する認識の変化に基づく、債権者保護理念と資本制度との伝統的な関係の切断、コーポレート・ガバナンスの改変、ディスクロージャーの役割の強化として現れ、さらに会社法と証券取引法との相対的な地位の変化・前者に対する後者

の優位化として現れている。以上のような一連の制度改革が、間接金融方式の優位から直接金融方式の優位への金融機構の改革と関連していることはいうまでもない。

このように、わが国における会計制度改革は、会計固有の領域ばかりでなく会社法・証券取引法などの会社法制との密接な関連の中で推し進められており、さらにこの関連は金融・証券機構との関連、ひいては SOX 法に垣間見られるような社会法制との関連にまで及んでいる。

研究開始当初、そして現在進行している一連の会計制度改革は、わが国の場合、ことに商法・会社法における戦前のドイツ型商法・会社法の残滓の一扫とアメリカ型会社法への一層の傾斜、証券取引法・商法間の相対的優位性の逆転のために、単なる「会計基準のコンバージェンス」にとどまらない特別に複合的な問題を提起しており、このような問題点は、フランコ・ジャーマン法体系の諸国における会計制度改革とも通底するものである。それ故、一方におけるフランコ・ジャーマン型の典型であるドイツの会社法制・金融機構と、他方におけるアングロ・アメリカ型の典型である米国の会社法制・金融機構とを対比しながらわが国の会計制度・会社法制・金融機構の分析を深めることは、ひとりわが国の会計制度改革の問題点の抽出に有効であるばかりでなく、国際的規模における会計制度改革の問題点の分析にとってもきわめて有益なものとなる。

2. 研究の目的

本研究は、わが国において進行中の会計制度改革を、ことに資本制度・利益概念に焦点を合わせて、会計固有の領域、すなわち「会計基準のコンバージェンス」の枠内で改めて考察することを究極的な目的とする。また、本研究では、当面、会計制度改革を会社法改正および証券取引法（金融商品取引法）など会社法制全体との関連の中で、しかもフランコ・ジャーマン的会社法制のアングロ・アメリカ的会社法制への接近ないし転換という国際的な動向の一環として捉え直すことによって、わが国会計制度改革のための確固たる視座を切り開くことを目的としている。

3. 研究の方法

(1) 文献調査

ドイツにおける会社法制（会社法・証券法）・会計制度・市場経済・証券市場、日本における会社法・会計制度、および米国における証券関係法・SOX 法・監査制度に関連する先行研究を収集・分析する。その際、ドイツ、日本、および米国という空間的に異なるところにおける会社法および会計制度につ

いての時間的・歴史的比較を行うことを念頭においた先行研究の収集・分析に努める。

会社法の現代化については、独日米における現行の会社法・証券法の内容ばかりでなく、各時代の会社法の特徴や会社法をめぐるその当時の社会的・経済的・政治的情勢等についても詳細に析出する。

会計制度改革については、改革の行われた歴史的・社会的・経済的・政治的状況について丹念に整理するとともに、それらの改革により、会計制度の何がどのように変化し、その結果、どのような影響があったのかについても調査する。

先行研究の収集にあたっては、おもに専門雑誌等に掲載されている論文および各国の会社法についてのデータベース等を利用する。

(2) IFRS 導入国の研究者への聞き取り調査

日本に先んじて IFRS を導入(2005 年)したオーストラリアの研究者たちへのインタビューを行い、同国における会社法・会計制度の変化とその影響について、最新の状況とその理論的理解を調査する。インタビューを通じて、日本をふくめた国際的規模における会計制度改革の問題点の抽出に努め、会社法制との関連の中で会計制度改革の分析を進める。

(3) 証券市場関係の専門家の招請

講師との事前の意見交換を通じて十分に準備を整えた後、証券市場関係の専門家を招き、聴講と討論を通じて、資本市場および全経済体制の急激な変化の実態とその理論的意味を改めて独自に再確認し、各担当領域における会計制度改革と会社法制の現代化との具体的関連について分析の深化を図る。

(4) 学会・研究会

定期的な会合をもち、研究代表者および研究分担者各自の研究進捗を確認する。

また、先行研究の収集・整理がある程度まとまるごとに、学会や研究会において報告活動を行うことにより、本研究の研究分担者以外からの意見を求め、その後の研究に反映させ、最終的な研究成果とする。

4. 研究成果

(1) 研究対象の性質

現在、わが国の会計制度改革は、会計の国際的コンバージェンスばかりでなく会社法制の改正問題とも関連して推し進められており、そのため、きわめて重層的・複合的な性質を具えている。それゆえ、わが国の会計制度改革問題を研究対象とする本研究は、なによりもまず問題点の明確化のために、①現在わが国の会計制度改革の焦点を敢えて資本制度・利益概念の問題に絞り込み、ついで、②現在の会計制度改革を規定する幾つかの主要な要因を抽出し、これら各要因について

個別的な具体的分析と分析結果の総合・位置づけを行ったうえで、最後に、③ ②の研究成果に基づき、焦点である資本概念・利益概念の検討を行うという手順で研究を進めてきた。

そこで、以下、本研究プロジェクトの成果を報告するに先立ち、そのための前提として、(2)で現在わが国の会計制度改革を規定する主要な規定要因を列挙し、(3)で、主要な規定要因・研究テーマと研究分担者との対応関係を示すことから始めることとする。

(2) 会計制度改革の主要な規定要因

①会計基準の国際的コンバージェンスの進展と証券取引関係法規の改正。

②新会社法＝債権者保護制度・資本制度の廃止と情報開示プラス内部統制・監査制度の強化によるその代替。

③経済的基礎の変化＝実体経済に対する金融経済の優位、実物商品に対する金融商品・金融派生商品の優位、企業自体の商品化。

④アングロ・アメリカ的制度とフランコ・ジャーマンの制度＝間接金融方式と直接金融方式、兼営銀行制度と分営銀行制度、債権者の株主と投資家の株主、厳格な資本制度と弾力的資本制度、秘密主義的会計制度と公開主義的会計制度。

(3) 主要な規定要因と研究分担者・研究成果との対応関係

①の規定要因：(雑誌論文) 潮崎③、戸田②⑪⑫、津守⑦、(学会発表) 潮崎①③、津守②

②の規定要因：(雑誌論文) 潮崎④、異島⑤⑨、進⑥、津守①

③の規定要因：(雑誌論文) 原田⑧⑩

④の規定要因：全共同研究者

(4) 主な研究成果

過去二カ年間に上記の研究テーマの追求を通じて得られた一連の主な研究成果＝確認された新知見は、以下の諸点である。

① 1977年カリフォルニア州一般会社法改正および1980年改正模範事業会社法(RMBCA)を先駆として開始されたアメリカにおける株式会社法の現代化(焦点＝資本制度の廃止と配当テストの転換)は、とりわけわが国の新会社法に著しい影響を与えた。すなわち、新会社法は「規制緩和」を基本理念として掲げ、とりわけ債権者保護・資本制度を全面的に排除し、代わりに「規律の強化」とりわけ情報開示(会計基準に基づく財務報告書開示)と内部統制・監査の強化を制度化している。このことは、わが国会社法制の質的な転換、株式会社規制方式の転換・会社法の金融商品取引法への接近を意味し、フランコ・ジャーマンの制度からの離脱・アングロ・アメリカ的制度への決定的な転換を意味する。(上記(2)②に関連)

② 他方、証券諸法ないし金融商品取引法

の分野においても、米国「企業改革法」(SOX法：Sarbanes-Oxley Act of 2002)第108条d項の要請を契機として、IASBとFASBが財務会計制度の改善プロジェクトを共同で推進中である。この「改善概念フレームワーク草案」を貫く論理は、例外的な処理の可能な限りの排除を目指す「原則主義的」＝目的志向型会計基準の性格に即応して「一般目的外部財務報告の単一の包括的な目的への一本化＝外部目的の重視→質的特性における信頼性の排除による目的適合性の実質的優位性の確保→収益費用中心観の否定による資産負債中心観への一本化→歴史的原価の否定と公正価値測定重視→稼得利益概念の排除と包括利益概念への一本化」として現れている。

IASB/FASBのこのような新しい動向は、国際的コンバージェンスの方向づけを明確に示すものとして、わが国会計制度に対して極めて重大な影響を及ぼす。注意しなければならないことは、このような新動向が単なる会計観・測定属性の変容ではなく、いわゆる「二重規制システム」(dual system of regulation)における「公的統制」側面の強化・「原則主義的会計基準」(会計選択の排除)に基づく財務報告目的・会計情報の質的特性・会計観・測定属性・利益概念の一本化という会計基準設定制度・会計基準の基本的パターンの変容に他ならず、しかもこの基本的パターンの変容が、企業内部の計算の必要からではなく、企業外部、なかんづく証券市場における投資者の必要から、したがって計算に対する公開の優位という事態から生じているということである。この事態は、以下のごときいま一つの重要な問題点の認識に導く。(上記(2)の①③に関連)

③ 計算に対する公開の優位は、公開・規制の論理の計算への浸透という結果をもたらす。たとえば、それは、原始記入から始まる各種帳簿上の情報と財務諸表上の情報との関係、一方における多様で具体的な質的・量的情報と他方における単純化された貨幣的表現・集計された情報との協働関係という会計固有の長所に重大な負の効果をもたらす。理論的にも一般意味論的思考と簿記思考との混同、経済学的概念と簿記・会計学的概念との混同をもたらしている。ストックの過度の重視、資本概念を単なる差額概念としてしかとらえない見地、純利益よりも包括利益を重視する考え方も同根である。(上記(2)の③に関連)

④ 財務報告目的・会計情報の質的特性・会計観・測定属性・利益概念における二項対立問題は、かつての静態論と動態論、費用動態論と資金動態論の対立等とは異なり、会計の対象そのものの二重化(実体経済と金融経済、あるいは現実資本と擬制資本への資本の

二重化)に根ざす二項対立であり、本来一本化が不可能な問題である。(上記(2)の③に関連)

⑤ 上述した問題点の指摘から明らかのように、会計研究者は、一方では国際的コンバージェンスの必要性を十分に認識して的確に対応すべきであるが、同時に、いわば工学的理論ともいうべき制度設定理論(「概念フレームワーク論」と理学的理論ともいうべき会計の基礎理論とを厳密に区別し、長期的視点に立って基礎理論的研究を弛まず積み上げることが必要である。

なかでも、今日、基礎理論的研究の中心に位置するのは、資本概念と利益概念の問題である。かつて会計学は、資本を財(res)・資本財(capital goods)に対置して量(quantum)資本価値(capital value)と定義して会計制度の発展に貢献した。いまや会計学は、経済学的思考と一般意味論的思考の影響のもとで、また、計算に対する公開の優位という時代状況のもとで、資本を差額概念としてのみとらえ、複式簿記に固有の資本疑念の豊かな内容を見失っているかに見える。基礎理論的研究の必要が痛感されるゆえんである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計12件)

- ①津守常弘、書評「川北博著[私本]会計・監査業務戦後史」、『産業経理』、第68巻第4号、2009年、152-153頁、査読無
- ②戸田龍介、「グローバル化時代における基準の意味 —国際会計基準を題材にして—」、『経済貿易研究』、第35号、2009年、121-126頁、査読無
- ③潮崎智美、「国際財務報告基準導入の多様性」、『久留米大学商学研究』、第14巻第3号、2009年、91-114頁、査読有
- ④潮崎智美、「IFRS導入に伴う監査領域の拡大 —EUおよびドイツの事例—」、『企業会計』、第61巻第4号、2009年、57-64頁、査読無
- ⑤異島須賀子、「国際監査基準の現状分析」、『商学研究』(久留米大学商学部)、第14巻第4号、2009年、85-105頁、査読無
- ⑥進美喜子、「国際会計基準の国際的コンバージェンスがもたらす会計監査上の問題」、『九州情報大学研究論集』、第11巻、2009年、45-54頁、査読無
- ⑦津守常弘、「『財務会計概念フレームワーク』の新局面と会計研究の課題」、『企業会計』、第60巻第3号、2008年、4-14頁、査読無
- ⑧原田漣、書評「現代ドイツ経済の位相と資本主義類型の多様性 —古内博行『現代ド

イツ経済の歴史』を読む—」、『千葉大学経済研究』、第23巻第2号、2008年、83-99頁、査読無

- ⑨異島須賀子、「監査人のエージェンシー問題と独立性」、『商学研究』(久留米大学商学部)、第13巻第4号、2008年、79-94頁、査読無
- ⑩原田漣、「プロイセン・ドイツの大土地所有の歴史的役割をめぐる新しい問題提起 —加藤房雄『ドイツ都市近郊農村史研究』を読む—」、『広島大学経済論叢』、第31巻第、2007年、137-143頁、査読無
- ⑪戸田龍介、「ドイツにおける会計戦略(2005) —共同体、国家、企業の各レベルにおいて—」、神奈川大学経済学会『商経論叢』、第43巻第1号、2007年、253-278頁、査読無
- ⑫戸田龍介、「2005年度DAX対象ドイツ企業によるIFRS適用事例 —アニュアル・レポートからの抜粋訳—」、神奈川大学経済学会『商経論叢』、第43巻第2号、2007年、69-96頁、査読無

[学会発表](計3件)

- ①潮崎智美、「多国籍企業のグローバル・ガバナンス —会計基準の国際的コンバージェンスを例として—」、国際ビジネス研究学会、2008年10月26日、岡山大学
- ②津守常弘、記念講演「会計制度と会計理論 —会計研究の現代的課題との関連において—」、日本会計研究学会、2008年9月10日、立教大学
- ③潮崎智美、「ドイツ会計制度改革の本質的特徴」、国際会計研究学会、2008年8月31日、福岡大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

津守 常弘 (TSUMORI TSUNEHIRO)
九州情報大学・経営情報学部・教授
研究者番号：40037114

(2) 研究分担者

原田 漣 (HARADA HIROSHI)
九州情報大学・経営情報学部・教授
研究者番号：90038430
戸田 龍介 (TODA RYUSUKE)
神奈川大学・経済学部・教授
研究者番号：00271586
潮崎 智美 (SHIOSAKI TOMOMI)
広島市立大学・国際学部・准教授
研究者番号：70336072
異島 須賀子 (IZIMA SUGAKO)
久留米大学・商学部・准教授
研究者番号：20336069

進 美喜子 (SHIN MIKIKO)
九州情報大学・経営情報学部・准教授
研究者番号：10412694

(3) 連携研究者